



事故防止 286 号
平成29年2月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 123」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、2月15日に「医療安全情報 No. 123」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

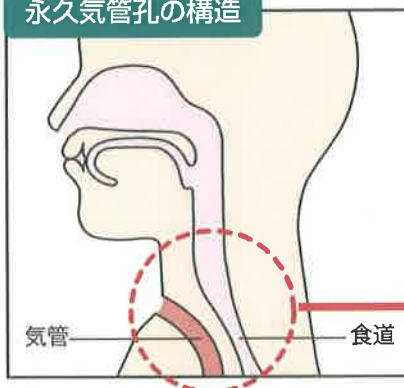
永久気管孔への フィルムドレッシング材の貼付

No.123 2017年2月

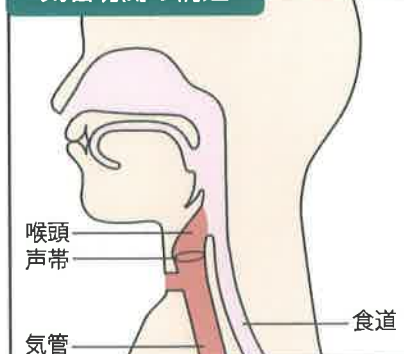
入浴やシャワー浴を行う際、患者が永久気管孔の造設後であることを知らず、頸部の孔にフィルムドレッシング材を貼付したため、患者の呼吸状態に影響があった事例が2件報告されています(集計期間:2013年1月1日～2016年12月31日)。この情報は、第46回報告書「個別のテーマの検討状況」(P149)で取り上げた内容をもとに作成しました。

**患者の頸部の孔を永久気管孔と認識せず、
塞いだ事例が報告されています。**

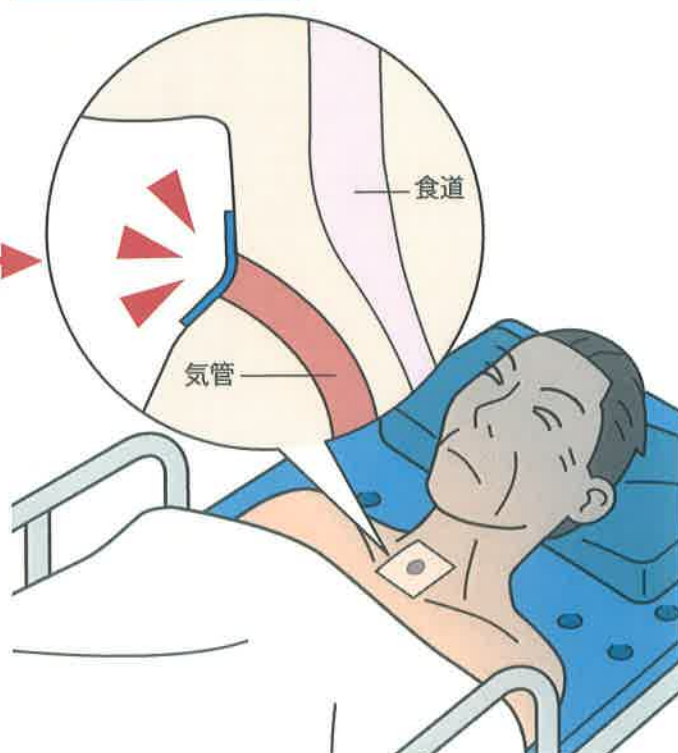
永久気管孔の構造



気管切開の構造



事例のイメージ



永久気管孔へのフィルムドレッシング材の貼付

事例

入院時の担当看護師は、医師より患者が永久気管孔の造設後であることを聞き、看護プロフィールに入力した。入院後、初めてのシャワー浴の際、看護師Aと看護師Bは患者の頸部の孔が永久気管孔であることを知らないまま、2人で相談し、湯の流入を防ぐ目的で頸部の孔をガーゼとフィルムドレッシング材で保護した。その際、たまたま上部が完全に塞がれておらず、患者の「苦しくない」という口の動きを確認した。その後、患者のシャワー浴を担当することになった看護師Cも永久気管孔を造設していることを知らず、頸部のフィルムドレッシング材の上部が空いているのを見て湯が入ると思い、さらに上部を塞いだ。シャワー浴を開始して1分もしないうちに患者の全身色が不良となり、意識を消失した。頸部に貼っていたフィルムドレッシング材を剥がすと、患者は呼吸を開始し、意識を回復した。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・電子カルテやカンファレンスを活用して、患者が永久気管孔の造設後であることを情報共有する。
- ・入浴担当者は、患者の疾患や状態を理解したうえで、介助を行う。

総合評価部会の意見

- ・頸部の孔がある場合、その孔が永久気管孔であるかどうか確認しましょう。
- ・永久気管孔をフィルムドレッシング材で塞ぐと、呼吸ができません。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252（直通） FAX：03-5217-0253（直通）

<http://www.med-safe.jp/>